

# 妊産婦に優しい社会環境を

## 「マタニティマーク」の配布を始めました

12月1日から、母子健康手帳交付時にマタニティマークの配布を行っています。

妊娠中の方で、すでに母子健康手帳を持っている方にも保健センターで配布しますので、希望の方は母子健康手帳を持参してください。

### ★マタニティマークとは

日本では急速に少子化が進み、多くの母親は子育て期間中に孤独感や負担感を訴えています。

妊娠中、特に初期は外見からは妊娠していることが分かりづらく、周囲からの理解が得られにくい状況にあります。

妊産婦に優しい社会環境を築けるように、町ではマタニティマークの配布を始めました。皆さんの周りで、マタニティマークを身に付けている方を見かけたら、思いやりのある気遣いをお願いします。



配布するマタニティ・ストラップ

問い合わせ先

阿久比町保健センター ☎(48)1111 (内311・312)

# 戸籍の窓口から

## 第十二回 戸籍・住所の疑問

### 転入と転出と転居

転入とは、他市町村(国外も含む)から住所を移動することです。(他市町村から阿久比町へ移動)

転出とは、他市町村(国外も含む)へ住所を移動することです。(阿久比町から他市町村へ移動)

転居とは、市町村の中で住所の移動をすることです。(阿久比町内で移動)

### 住所と本籍の移動は別で

住所と本籍は、同じであるとは限りません。住所は、転出届・転入届・転居届により変わります。本籍は、転籍届(他市町村への移動には、戸籍謄本一通が必要)により変わります。住所の移動だけでは本籍は変わりません。本籍も移動には転籍届が必要となります。

### 筆頭者って何?

戸籍の一番はじめに記載されている人です。その戸籍の筆頭者は、亡くなっても、除籍になっても変わりません。筆頭者は、新たに戸籍ができるときに決定します。婚姻届の際、夫婦が夫の氏で婚姻したら夫が、妻

の氏で婚姻したら妻が筆頭者となります。

婚姻すると夫婦二人で新しい戸籍ができます

夫の氏(妻の氏)で、婚姻すると夫の親の戸籍(妻の親の戸籍)に入ると思っている方がいますが、婚姻すると新しい戸籍ができます。夫(妻)の今までの本籍と同じ地番であっても、婚姻した二人で新しく別にできます。新本籍は、地番があれば自由に決められます。

### 相続はどこまで

人が亡くなり、その人の名義のもの(通帳、土地など)があると、相続が発生します。

手続きをする中で、亡くなった人の相続人を調べるために、戸籍の謄本などを必要とすることがあります。提出先に必要な書類は何か、どの戸籍が必要なのか確認の上、請求してください。

今回でシリーズ「戸籍の窓口から」を終わります。

問い合わせ先 住民福祉課

戸籍住民係 ☎(48)1111  
(内224・225)